

第6回 中小企業における個人保証等の在り方研究会 議事要旨

○日時：平成25年4月24日(水) 10:00~12:00

○場所：経済産業省 別館1階 105共用会議室

○出席者：山野目委員（座長）、石井委員、内池委員、大西委員、片岡（龍）委員、加藤委員、菊池委員、須賀委員、田村委員、中村（高）委員、中村（慈）委員、中村（廉）委員、藤原委員、山田委員、山本委員、片岡（隆）委員（代理）、柴原委員（代理）、新名委員（代理）、相馬委員（代理）、土井委員（代理）

○議事概要

事務局から提示された中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書（案）について自由討議が行われたところ、その概要は以下のとおり。

（委員）

個人保証は、中小企業の創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑な事業承継のみならず、再起の場合の取組意欲を阻害しているおそれもあると考えられるため、その趣旨を報告書に反映すべき。

（委員）

私的整理局面において、経営者交代を原則とするという考えは、何も考えず自動的に交代を求めるというものではなく、経営者責任の明確化という考えが背景にあるため、その趣旨を報告書に反映すべき。

（委員）

経営者交代の問題は重要な論点だが、保証債務の履行に直接的に関係する課題ではないため、記載方法を工夫する必要がある。

（委員）

事業再生局面において経営者を存続させるかどうかの判断は、一義的には経営資質の有無に依拠するものと思われるため、その趣旨を報告書に反映すべき。

（委員）

早期の再生着手を決断した経営者に対し、一定のインセンティブを付与するという考え方に異論はないが、早期の再生のみならず、早期の事業撤退を

決断した経営者についても、同様に考えてよいのではないか。

(事務局)

「早期の再生着手」とした背景は、債権者にとっても一定の経済合理性が必要という、これまでの研究会での議論を踏まえたもの。

(委員)

赤字経営により資産が毀損し続けるよりも、早期に事業を撤退した方が、債権者にとっても経済合理性が認められる場合もあるのではないか。

(委員)

事業撤退に経済合理性が認められる場合としては、事業譲渡のケースが考えられる。

(委員)

貸し手にとっても一定の経済合理性があるのであれば、事業再生と事業撤退を区別して扱う必要はない。

(委員)

一度事業を撤退した経営者が再チャレンジをする場合に、新会社に対し融資を検討する金融機関にとっては、前の会社に係る保証債務の整理が終わっているかは重要な判断要素。そのため、事業撤退の場面においても、保証債務の整理を含め、円滑な再チャレンジを促す仕組みづくりは必要。

(委員)

再生可能性が乏しいにも関わらず企業をただ延命させ、最終的に倒産に至るというケースも多く、税金滞納や連鎖倒産等、更なる問題も生じている。事業再生と事業撤退を敢えて分ける必要はなく、債権者にとっても経済合理性があるならば、一定のインセンティブの付与を考えてよいのではないか。

(座長)

本日の議論を踏まえ、インセンティブの付与を検討する経営者の範囲について、一定の幅をもたせる方向で再考する。

(委員)

保証契約時点において適切な保証金額の設定に努めていくことに異論はないが、保証金額をどの時点の資産とするかは非常に難しい問題。例示の「期限の利益喪失時点」というのは、いささか限定的であり実務に落とした時に機能しないおそれがある。

(事務局)

「期限の利益喪失時点」という表現は、あくまで具体的なイメージをもってもらいやすくするための例示という位置付け。

(委員)

保証金額の設定等について、どこまで契約に盛り込めるか実務的な議論も今後必要である。これらの点については、個人保証履行時（出口）における課題としての性格が強いものと思われ、契約時（入口）でどこまでアレンジできるかが、今後の議論における論点となるのではないか。

(委員)

私的整理局面では、期限の利益を喪失せずに元利金返済の一時停止をかけ、再生に着手するケースが多い。「期限の利益喪失時点」という表現は、むしろ法的整理の意味合いが強く感じられる。

(委員)

私的整理局面では一定の基準日を設けて再生に着手することを踏まえ、「一定の基準日」という表現ではどうか。

(委員)

金融機関からの請求により期限の利益を喪失する場合、請求の時期は金融機関毎に異なるため、保証金額を確定する時点の限定は、現場の混乱を招くおそれがある。また、期限の利益を喪失せずに再生に着手する場合もあるため、「期限の利益喪失時点」という表現は、金融機関に対し期限の利益の喪失の請求を促したり、経営者による喪失前の資産移転を誘発したりするおそれもある。

(座長)

本日の議論を踏まえ、表現を再考する。

(委員)

法人と個人の一体性に一定の合理性が認められる中小企業のみならず、経営者が自らの意思で一体的な取扱いを選好する場合についても、個人保証が機能することが想定されるのではないか。

(事務局)

「一定の合理性・必要性」という表現に修正することで、経営者の意思を勘案できるのではないか。

(座長)

本日の議論を踏まえ、表現を再考する。

(法務省)

保証履行の範囲については、当方の指摘を踏まえて「破産時の自由財産の考え方の援用等を原則としつつ」という表現が使われているが、改めて読むと分かりにくかったので「破産時の自由財産の考え方を参考としつつ」などの表現に改めてみてはいかがか。

(座長)

確かに、できるだけ分かりやすい表現にすべきではあるが、「参考としつつ」とした場合、「私的整理においても、破産手続における自由財産と同等程度は資産は最低限残すべき」と整理した本研究会での議論の趣旨が希薄化するおそれがある点も踏まえ、表現を再考する。

(委員)

個人保証の代替手法の一つとして、「解除条件付個人保証」が挙げられているが、解除条件付の場合、債務者側は自ら申し出をしないと通常通り保証が履行される点に留意が必要。

(委員)

事業を引き継いだ立場として、事業承継時に保証契約の必要性を改めて検討するという考え方の提示は大変ありがたいが、それに加えて、個人保証の機能を代替する融資手法の活用の可能性についても検討すべき。

(委員)

事業承継と一体的に事業再生を図っていくという事例の中に、「第二会社方式の活用」という表現が使われている。事業再生局面では実際によく使われる手法の一つではあるが、個人保証問題の解決手法ではなく、安易な会社分割を誘発するおそれもある。

(事務局)

具体的なイメージをもっていただくために、例として記載したもの。

(座長)

第二会社方式があまねく良いものという印象を与えないよう留意し、表現を再考する。

(委員)

本報告書の内容をガイドラインとして具体化していく段階においては、実務的な課題があるのも事実。こうした課題を踏まえ実効性のある仕組みが構築されることを期待。

(委員)

中小企業へのガイドラインの周知についても配慮されたい。

(委員)

本研究会の議論は大変有意義であり、できるだけ早期にガイドラインとして具体化することを期待する。

【総括】

(座長)

これまでの議論を通して、個人保証問題の解決に向けた考え方の枠組みについての共通の理解は得られたものと認識。本日の議論も踏まえた報告書の最終的な取りまとめについてはご一任いただきたい。

(事務局)

個人保証という難しい問題に対して様々な課題がある中、委員の皆様の精力的な議論を通じて、一定の成果があげられたことに感謝申し上げます。

個人保証を含む融資の際の保証の在り方への関心が高まってきている中、本研究会における議論の意義は大きい。行政としてもガイドラインの策定に向けて引き続き尽力して参りたい。

以上